

介護保険制度による特定福祉用具の購入について

○どんな人が利用できるの？

購入日時点で要介護または要支援の認定を受けていて、在宅で生活している方が対象になります。
(入院中・入所中・外泊中は対象になりません)

○いくらの補助を受けられるの？

支給限度基準額※は同一年度で10万円です。※同一年度で利用できる総額の上限。

費用のうち負担割合に応じて、費用の7割～9割が支給されます。(対象となる購入費のうち、1割～3割は自己負担となります)



○どんな福祉用具が対象になるの？

対象となる福祉用具は国により定められている次の6種類になります。

- ① 腰掛便座(工事を伴わないもの)
 - ・便器の上に置いて使用するものや、便座、バケツ等からなり移動可能である便器など
- ② 自動排泄せつ処理装置の交換部品
 - ・自動排せつ処理装置の交換可能部品のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者またはその介護を行う者が容易に交換できるもの
- ③ 排せつ予測支援機器(※医学的な所見の確認が必要)
 - ・利用者が常時装着したうえで膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を居宅要介護者またはその介護を行う者に自動で通知するもの
- ④ 入浴補助用具
 - ・入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室内すのこ、浴槽内すのこ、入浴用介助ベルト
- ⑤ 簡易浴槽
 - ・空気式または折りたたみ式等で容易に移動でき、取水または排水のための工事を伴わないもの
- ⑥ 移動用リフトのつり具の部分
 - ・身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なもの

※原則として、同一種目の福祉用具購入については支給の対象外となります。ただし、次の場合は支給が認められることがあります。(確認できる写真や書類が必要です)

- ① 破損した場合(基本的には部品の交換にて対応していただきます)
- ② 用途及び機能が異なる場合
- ③ 介護の必要程度が著しく変化した場合

※いずれの場合も、購入前に高齢福祉課介護保険係にご相談ください。

○手続きはどうすればいいの？

介護保険制度による特定福祉用具の購入には申請が必要です。

購入される際には担当のケアマネージャーなどに相談しましょう。



【手続きの流れ】

- ① ケアマネージャー等に相談
- ② 指定事業者に見積依頼
- ③ 福祉用具の購入

購入の際には、福祉用具専門相談員から正しい取り扱い方法や適切な保管方法の説明を受けましょう。間違った使用方法や用具の不具合は事故につながります。

④ 支給申請

「福祉用具が必要な理由」には使用者の身体状況などを具体的に記入してください。

「排せつ予測支援機器」をご購入の場合は、医学的な所見の確認ができる書類を添付してください。

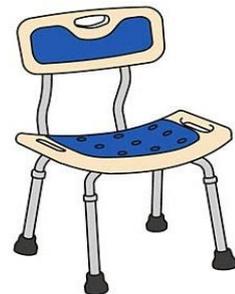
⑤ 福祉用具購入費支給（受領委任払の場合は事業者を支払われます）

※市では利用者に福祉用具購入費の全額をいったんお支払いいただき、その後に支給申請をしていただき介護保険から保険給付対象の（7割～8割）を支給する「償還払い」を、原則としています。

「受領委任払」は、福祉用具購入費のうち保険給付対象の自己負担分（1割～3割）を利用者が事業者（受領委任登録をしている事業者）に支払い、保険給付対象の（7割～8割）を利用者からの委任に基づき市が事業所に支払う制度です。

（支給申請に必要な書類）

- ・領収書（原本）（宛名は利用者本人の氏名）
- ・福祉用具のパフレット（写）（該当商品が確認できるもの）
- ・振込口座名義人が利用者でない場合は、委任状を添付してください。



トラブルを避けるためにケアマネージャーなどに相談しましょう

「購入した福祉用具が身体状況に合わず、本来の目的を十分に果たせなかった」、「購入した用具が福祉用具購入費の支給対象外であることが後になって分かった」などのトラブルが発生しています。

購入する前には、担当のケアマネージャーなどに相談することが大切です。

【ご注意ください】

- ・指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給の対象になりません。
- ・指定を受けた事業所でも福祉用具専門相談員から福祉用具に関する専門的な知識に基づいた助言などを直接受けられない「通信販売」や「インターネット販売」などで購入した福祉用具は支給対象になりません。
- ・病院に入院中や施設に入所中の方は、原則として福祉用具購入費の支給は受けられません。
- ・年度内すでに福祉用具購入費の支給を受けている方で、別の福祉用具を購入される場合には支給限度基準額の残額を確認してからご購入ください。

福祉用具購入費は皆さんが納めている保険料から支出されます。

ご自分に合った適正な福祉用具を適正な価格で購入し、上手に利用することで、安全で快適な生活を送りましょう。

